

越監公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定により、令和7年（2025年）11月に定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年1月6日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 山 田 大 助

越谷市監査委員 野 口 高 明

令和7年度(2025年度) 第2回 定期監査結果報告書

1 準拠基準

越谷市監査基準

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

3 監査の対象

以下の部局が所管する財務に関する事務（主として令和7年度分）

行財政部

- ・財政課
- ・行政管理課
- ・公共施設マネジメント推進課
- ・市民税課
- ・資産税課
- ・収納課

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。

なお、重要リスク及び監査の着眼点については、監査対象に係るリスク、内部統制の状況及び過去の監査結果を踏まえ、次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点（主なもの）
1 不適切な収入金減免	ア 減免、延納又は後納等の理由及び手続は適切か。
2 業務の遅滞	ア 納入の通知は適正に行われているか。また、納期限の設定は適切か。
3 決裁の不備・誤り	ア 収入に関する通知、帳票は、決裁すべき専決権者により決裁されているか。 イ 支出決定は、正当な権限者により行われているか。

5 監査の主な実施内容

事前に提出された資料及び関係帳票簿冊等について、証憑突合、計算突合、質問、閲覧等の手法を用いて監査を実施した。

《監査項目》

(1) 収入事務

- ① 調定事務
- ② 収納事務
- ③ 現金取扱事務
- ④ その他の収入事務

- (2) 支出事務
 - ① 旅費の支出事務
 - ② 契約事務
 - ③ 現金取扱事務
 - ④ その他の支出事務

- (3) 財産管理
 - ① 物品の管理
 - ② 公有財産の管理
 - ③ 債権の管理
 - ④ 基金の管理

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査室、監査委員事務局及び対象部局執務室等

(2) 日程

令和7年(2025年)10月2日(木)から同年11月26日(水)まで

7 実施監査委員

井上 茂平 利根川 敏彦 野口 高明

8 監査の結果

今回、監査を実施したところ、行財政部所管の財務に関する事務の執行は、おおむね適正と認められた。なお、一部に是正・改善を要する点（「指摘事項」、「指導事項」）が見受けられたため、以下に記載する。「指摘事項」については、関係法令等を再度確認とともに、適切な措置を講じるよう要望する。また、「指導事項」については、監査の期間中に改善を要望し、適正に処理した旨の報告を受けている。

今後においても、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

【指摘事項】

<財産管理>

- (1) 普通財産の貸付事務において、規則で定められた書面の提出を受けておらず、所要の手続がとられていないものがあった。

普通財産の貸付に関する事務については、越谷市財産規則により手続が定められている。

当該事務について確認したところ、市が所有するマンション集会室について、公有財産借用申出書の提出を受けておらず、適否の通知もせずに貸付が行われていたものである。

(公共施設マネジメント推進課)

【指導事項】

<支出事務>

- (1) 契約事務

- ① 契約書に添付した仕様書に不足があったもの。 (市民税課)
- ② 検査調書による部長への報告がされていなかったもの。 (収納課)

<財産管理>

(1) 物品の管理

- ① 郵便切手受払簿の記載に誤りがあったもの。 (公共施設マネジメント推進課)

(2) 公有財産の管理

- ① 貸付にかかる契約締結時の契約額の記載に誤りがあったもの。

(公共施設マネジメント推進課)